



コロナ禍での出産・子育てを応援します！！

山形県出産支援給付金

出産・子育ての経済的負担を軽減し、幸せな子育て環境を整備するため、「山形県出産支援給付金」を創設します。



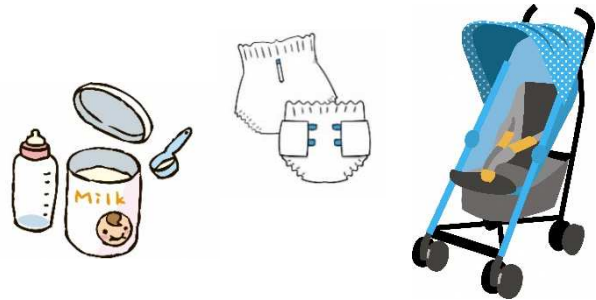
対象世帯

下記①②のいずれかに該当する新生児がいる世帯

- ① 令和3年4月2日から令和3年12月31日までの間に出生し、山形県内の市町村に出生後最初の住民登録がされ、令和4年1月1日時点においても、山形県内の市町村に住居登録されている新生児
- ② 令和4年1月1日から令和4年3月31日までの間に出生し、山形県内の市町村に出生後最初の住民登録がされた新生児

給付金額

新生児1名につき、58,000円



給付手続き

給付金はお住まいの市町村を通じて給付されます。一部の市町村を除き、給付申請及び給付は、令和4年1月以降となる予定です。給付手続きの方法・時期等は市町村によって異なりますが、上記「対象世帯」①②に該当する世帯には、令和4年1月以降、お住まいの市町村からご案内(郵送でのご連絡、出生届受付窓口での申請書の交付など)する予定です。

- ※ 本給付金は、上記「対象世帯」①②の期間・条件に準じて、給付金の申請前に死亡した新生児及び死産(妊娠満12週以後の死児の出産)についても対象となります。
- ※ 本給付金は、一時所得として課税の対象となります(ただし、一時所得については、50万円の特別控除が適用されます)。
- ※ その他、制度の詳細につきましては、下記までお問合せください。

お問い合わせ先

山形県しあわせ子育て政策課 TEL 023-630-2668 FAX 023-632-8238
E-mail ykosodate@pref.yamagata.jp

